



第9期介護保険事業計画の介護保険料

令和6～8年度の保険料は月額5,700円

介護保険は、介護を必要とする人の数や介護サービスの必要量の変化に対応するため3年ごとに介護保険事業計画を見直します。この計画に基づき、第9期(令和6年度～8年度)のサービスの必要量と費用を推計し、3年間のサービス水準が確保できるよう保険料の基準額を5,700円(年額68,400円)に見直しました。併せて所得段階も現行の11段階から13段階に見直しました。

☎介護保険課

995-1821

介護保険料の納め方

第1号被保険者(65歳以上の人)

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。

●特別徴収(年金天引き)／年金が年額18万円以上の人

●普通徴収(納付書・口座振替)／年金が年額18万円未満の人

※65歳になった人や、転入した人はしばらくの間、普通徴収になります。

※普通徴収の人は、金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINEPayなど)で納付してください。

第2号被保険者(40歳～65歳未満の人)

加入している医療保険と合わせて徴収するため、介護保険課からの通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられない場合があります。

介護保険料の決まり方

介護保険料は、基準額を基に本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。

65歳以上の人の介護保険料 13段階一覧表(令和6～8年度)

所得段階	対象となる人	令和6年度保険料(年額)	令和5年度保険料(参考)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	19,400円	18,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	33,100円	31,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	46,800円	43,600円
第4段階	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	61,500円	54,600円
第5段階【基準額】	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	68,400円	62,400円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	82,000円	70,200円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	88,900円	78,000円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	102,600円	93,600円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	116,200円	101,400円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	129,900円	109,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	143,600円	117,000円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	157,300円	—
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	164,100円	—